

# 大阪公立大学における ハラスメント相談体制

※相談員名簿は学内限定

相談者

**相談員：**  
名簿を基に相談員  
を選択、コンタクト  
**コンタクトの方法：**  
電話・メール・対  
面など

相談員

教員  
職員

協議

**【任務】（第8条抜粋）**  
・相談に応じ、相談内容の  
整理  
・意向を聞き、事案によっ  
て他の相談窓口の案内

**【ハラスメント相談室】**  
(事務担当：コンプライアンス推進室)

総括  
相談員

緊急時

事案を付託  
するか決定

調整  
委員会

**【構成員】（第10条）**  
相談を受けた相談員1名  
相談を受けていない相談員1名  
理事長が指名する副学長  
相談等について豊かな経験を有する者1  
名

**【任務】（第11条抜粋）**  
・話し合い等による解決提案  
・学外専門家への助言依頼

必要に応じ  
て付託

調査  
委員会

小委員会

**【構成員】（第12条）**  
各研究科及び国際基幹教育機構より選  
出された教員1名  
職員のうちから理事長が指名する者1  
名  
学外者の中から理事長が必要と認める  
者

**【任務】（第13条）**  
・ **事実関係の調査**  
・ 被害者に対する救済措置の提言・  
加害者に対する措置の提言・その他  
事案解決に必要な措置

処分審査へ

理事長  
学長

当事者

部局長

調整委員  
会委員長

調査開始  
通知

調査終了  
報告

部局長